

## 保健室の役割と健康観察

### 病気の予防と健康の増進 “心と体のけんこうづくりのヘルスセンター”

保健室は病気の予防に努め健康の保持増進をはかります。そのために、健康診断や発育測定を行い児童の健康状態を把握します。このほか、児童が心と体の健康に関心を持ち自ら健康づくりに取り組むように、学年の発達段階にそった保健指導を行っています。このように、保健室は学校における保健センター的な役割をしています。

また保健室は多くの子どもたちの、とても大切なよりどころ、居場所となっています。急な病気やけがで駆け込む子どもたちはもとより、疲れたり、ストレスがたまったりしてイライラしていたりする子など悩みや思いが毎日のように保健室に持ち込まれます。保健室は診療所ではありませんから、治療することはできませんが、良い状態で医療機関にかかれるように、応急の手当を行い、必要であれば医療機関へつなげることもあります。医療機関にかからないまでの病気やけがに対してもご家庭でのケアをよろしくお願いします。

### 健康観察と、健康の自主管理 “あなたがつくるあなたのけんこう”

毎日の健康観察は、疾病の早期発見・早期治療につなげるだけでなく、子どもとのコミュニケーションもはかれます。朝、学校に送り出す前にしっかりと子どもの健康状態を確認しましょう。健康であるためには病気を防ぐだけでなく、日頃から抵抗力のある強い体を作ることが大切です。食生活・睡眠・運動・排便・はみがき・清潔の習慣など基本的な生活習慣は小さいときから身に付くように育てましょう。

子どもと保護者・学校の三者が協力し、自ら心身の健康づくりに取り組む子どもに育てましょう。

### 家庭での健康観察 “あたたかいこころのふれあいをだいに”

- 起床のようす
  - (1) 睡眠が十分にとれて、自分ですぐに起きることができたか。
  - (2) 元気があるか。顔色・目の色・機嫌はよいか。
- 朝食のようす
  - (1) 食欲はあるか。おいしく食べたか。
  - (2) 食事の量に変化はないか。
- 排便のようす
  - (1) 排便はあったか。便秘をしていないか。
  - (2) 下痢をしていないか。
- 登校前にこれだけ
  - (1) 授業がうけられる状態か。体育・給食は普通でよいか。
  - (2) 熱がある・異常のある場合は登校させない。まず、医者にかかる。
- 帰宅後のようす
  - (1) 学校で一日しっかり学習できたか。元気いっぱいはりきっているか。
  - (2) ごろごろ、ねころんだり、あくびなどつかれはないか。
  - (3) 無口や、楽しそうでないなど、心や情緒の不安定はないか。

## 日本スポーツ振興センター

- 本区では、児童、生徒の不慮の災害（事故による負傷等）に備えて、日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）と災害共済給付契約を結んでいます。これにより学校管理下で起こった災害については、その医療費や見舞金の給付を受けることができます。本区では、全児童・生徒が加入しており、掛金は保護者と区が半額ずつ負担することになっていますが、全額を区が負担しています。
- 加入にあたっては、法令の規定で、保護者の同意が必要とされています。本区では、このお知らせをもって保護者の同意を得たこととし、学校の設置者である本区教育委員会が加入手続きを行います。
- 医療費の給付を受けられるのは学校管理下の災害のうち、医療費総額 5,000 円（保護者負担 1,500 円）以上の災害です。給付される費用は、医療保険各法に基づく保険診療の本人負担分（医療費総額の 3 割）に、療養に伴って要した費用（医療総額の 1 割）を加算した額となります。  
給付対象は保険診療範囲ですので、保険適応外の診療や差額ベッド代、文書料等は対象となりません。
- 保護者は、学校管理下で起こった災害による負傷等で医療機関を受診する場合、子ども医療証、ひとり親家庭医療証等を使用せず健康保険証のみを使用し、医療機関から請求された医療費を一旦お支払いください。（学校管理下での負傷等は、センターの災害共済給付制度が優先されます。）  
※ 子ども医療証等を使用した場合には、必ず学校に連絡してください。
- 医療機関にてセンターへ提出する書類を作成してもらい学校に提出すると、学校はそれを受け給付請求の手続きをします。センターが審査のうえ給付が決定されると、後日、学校を通して給付されます。
- 交通事故は原則として自賠責保険の手続きが優先となります。  
ご不明な点は東京都交通事故相談所（TEL 03-5320-3143）へお問い合わせください。
- なお、医療機関によっては文書料が必要な場合があります。この文書料に関しましては、保護者の方のご負担となりますので予めご承知願います。

### 災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



※JSC・・・JAPAN SPORT COUNCIL（日本スポーツ振興センター）の略

（日本スポーツ振興センター チラシ「学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法」より一部抜粋）

## 学校感染症と出席停止

- 感染症の場合、下記の表のとおり、学校保健安全法に基づいて登校を停止し、他のお子さんへの感染を防ぎます。この場合は欠席とはなりません。早期発見・早期治療が回復を早め、予防の効果を高めます。
- 感染症に罹患後、登校する場合には、所定の「登校（園）許可証」を医療機関で書いてもらって提出してください。「登校（園）許可証」は、区ホームページ及び学校に用意されています。

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間

感 染 症 の 種 類		出 席 停 止 期 間	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日経過するまで	
	百日咳	特有の咳消失、または 5 日間の抗菌薬療法終了まで	
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日まで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日はしか）	発しん消失まで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	
	*咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日まで	
	新型コロナウイルス感染症	有症状の場合、発症後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで 無症状の場合、検体を採取した日から 5 日を経過するまで	
	結核	感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、*流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	
第三種 (その他)	一例	感染性胃腸炎	下痢・おう吐から回復し、全身状態が良好になるまで
		マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良好になるまで

- 注) 1. \*印の病気の場合、プール入泳については欠席の日から 30 日後より可とされていますが、主治医・校医と相談をして許可を得てください。（糞便からウイルス排出のおそれが消失するまで）
2. 所定の証明書は、豊島区医師会員が取り扱っています。その他の医療機関にかかれる場合は、登校許可の証明書（様式自由）を書いてもらってください。
3. 所属校の学校医以外の場合、所定の文書料がかかることがあります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
4. インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、登校許可証の提出は不要です。り患した場合には、発症日・受診日・医療機関名・症状の経過等を学校にご連絡ください。
- 5 「第三種(その他)」は、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取る必要があると判断したものに限り、出席停止措置を行うことができます。